

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

## － 2015 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：民法（担当：法科大学院 教授 前田順司）

### 1 出題趣旨

試験問題は、民法総則の基本的な論点である意思能力、行為能力の問題を取り上げ、その基本的理解を問うものである。

設問 1 については、未成年の大学生 A が祖母の形見の指輪を先輩 B に 15 万円で売却したことについて、A と B との法律関係を問うものである。A は、18 歳の大学生であったので意思能力が認められるが、行為能力を有しておらず、法定代理人の同意を得なければ、売買契約の締結などの法律行為をすることができない（民法 5 条 1 項）から、B との指輪の売買契約を取り消すことができる（同条 2 項）。売買契約の取消しによって、売買契約は初めから無効であったこととなり（民法 121 条本文）、A は、B に対し、指輪の返還を求めることができる。他方、B は、A に対し、売買契約が存在しなかったのに売買代金を支払ったので、不当利得返還請求権に基づき売買代金の返還を求めることができるが、A は、民法 121 条ただし書きにより、現に利益を受けている限度で返還の義務を負うにすぎず、A は、15 万円のうち、残っている 5 万円については、B に返還する義務があるが、エステサロンに通って費消した 10 万円については、他に現金を持っていないから、現存利益があるとはいえず、返還義務を負わないということ順序立てて答えることになる。

設問 2 については、指輪の売買をしたのが 6 歳の子供であった場合、売買契約の法的効果がどうなるかを問うものである。6 歳の子供には、指輪の売買契約を締結するに当たって、意思能力があるとは認められないから、その売買契約は当然に無効となると答えることになる。

### 2 採点実感

上記のとおり、意思能力と行為能力に関する基本的な理解の上に立って、それぞれ民法の条文に従って、問題となっている A B 間の法律関係と売買契約の法的効果がどうなるかを問うものであったが、意思能力、行為能力の概念自体をきちんと理解しておらず、かつ、問われていることに的確に答えることなく、未成年者が詐術を用いた場合の法律関係として自分が設定した問題を中心に解答を作成している答案があった。また、問題に従って民法の条文を挙げて、一応正しい解答をしていたものの、意思能力と行為能力というキーワード

を使用していない答案があった。

### 3 学習方法

民法の基礎的な論点を理解するためには、まず条文の規定をきちんと覚え、その条文が何を規定しているかを考え理解することが一番の基本である。今回の試験問題は、意思能力、行為能力という民法の初歩的な論点を問うものである。十分な解答ができなかった者は、もう一度基本に立ち返って勉強する必要がある。そのためには、一定の教科書を決めて、それを読みこなし自分のものにすることが大切である。教科書は、自分が読みやすいものでいいが、一般論としては、民法の解釈についての通説的な理解や客観的な判例学説の状況をコンパクトにまとめているものが学生にとっては分かりやすいであろう。

また、試験の解答作成に当たっては、聞かれていることが何かをよく検討した上で、そのことに真正面から答えることが肝要である。自分の思い込みで勝手な論点を作り出し、それに解答をするということではいけない。解答の作成に当たっては、その解答のキーワードとなる言葉を必ず使用するよう心掛ける必要がある。